

公募型プロポーザルによる手続開始公告

岩沼市民会館駐車場貸付事業者の公募にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和5年9月11日

岩沼市長 佐藤 淳



記

1. 業務等の名称 岩沼市民会館駐車場貸付事業者公募

2. 業務等の概要

市民会館北側駐車場（以下「北側駐車場」という。）及び市民会館東側駐車場（以下「東側駐車場」という。）について、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した駐車場の運営を行うことにより、利用の適正化及び維持管理の効率化或いは財産の有効活用を図るとともに、周辺公共施設利用者の利便性向上を目的とし、その運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するもの。

3. 貸付物件

貸付物件	所在地	貸付面積
市民会館北側駐車場	岩沼市里の杜一丁目160の一部	10,564㎡
市民会館東側駐車場	岩沼市里の杜三丁目4-1	12,193㎡
	岩沼市里の杜三丁目4-2の一部	2,836㎡

※貸付面積に関しては、測量による実測値ではなく図面により算出した面積

4. 貸付契約の主な条件

(1) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

(2) 貸付料

貸付料は、事業者から提案された金額を基に定める。

(3) 電気料

駐車場機器等（以下「機器等」という。）の駐車場運営に係る電気料は事業者の負担とする。

(4) 使用用途

- ① 貸付物件は、駐車場に限定する。
- ② 駐車場の出入口には、必ず精算機とゲートを設置するものとする。

(5) 物件の引渡し及び返還

貸付物件は現況有姿の状態で見渡す。契約締結後、貸付期間の開始前に機器等の設置工事を行う場合は、別途使用許可申請により行うものとする。貸付期間が満了するときは、市及び次期事業者と協議の上、原状回復して返還しなければならない。

(6) その他、貸付契約に関する条件の詳細は、岩沼市民会館駐車場貸付事業者公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

5. 駐車料金及び運営に関する条件

- (1) 一般利用に対する駐車料金を提案すること。ただし、入庫から30分間無料とする。なお、最終的な駐車料金については、市と協議の上、決定する。
- (2) 岩沼市民会館・中央公民館、岩沼市総合体育館、岩沼市陸上競技場、岩沼市多目的グラウンド、岩沼市総合福祉センターの利用者（以下「施設利用者」という。）については、1時間30分の減免処理を行うものとする。
- (3) 北側駐車場については時間貸しのみ、東側駐車場については時間貸しと月極の併用により運営するものとする。
- (4) 東側駐車場については、以下の条件を付す。
 - ① 市へ70台分のパスカードを発行するものとする。
 - ② 現在市が貸付けを行っている民間事業者等（貸付物件周辺の医療機関、公的機関等）に対しては、引き続き月極契約により貸付けを行うものとするが、収入を保障するものではない。
 - ③ 精算機及びゲートについては、大型バスの入庫に対応できるものとする。
- (5) 災害等により、緊急対策として市が必要と認めるとき（避難所開設時等）は、駐車場の利用を制限することができるものとする。
- (6) その他、駐車料金及び運営に関する条件の詳細は、実施要領による。

6. 参加資格

- (1) 過去3年間に於いて、官公庁における駐車場運営等の実績を有していること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) プライバシーマークを取得していること。

- (4) 本市及び他の自治体から指名停止又は業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者
 - ② 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
 - ③ 役員が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営する若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 国税及び市税を滞納していないこと。

7. 選定日程等

内容	日程
実施要領の公表	令和5年 9月11日
応募書類の受付	令和5年 9月11日～ 9月26日
資格審査結果の通知	令和5年 9月29日
質問の受付	令和5年 9月11日～ 9月26日
質問の回答	令和5年 9月29日
提案書類の受付	令和5年10月 2日～10月13日
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年10月下旬
貸付候補者の決定	令和5年11月上旬
契約の締結	令和5年12月中旬
運用開始	令和6年 4月 1日

8. 応募書類の提出

- (1) 提出書類 実施要領に記載の応募書類一式
- (2) 提出先 岩沼市政策部総合戦略課
- (3) 受付期間 令和5年9月11日から9月26日まで（事務局必着）
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）
- (4) 提出方法 直接又は郵送

9. 提案書類の提出

- (1) 提出書類 実施要領に記載の提案書類一式
- (2) 提出先 岩沼市政策部総合戦略課
- (3) 受付期間 令和5年10月2日から10月13日まで（事務局必着）
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）
- (4) 提出方法 直接又は郵送

10. 貸付候補者の選定等

(1) 貸付候補者の選定方法

市職員5名で構成する岩沼市民会館駐車場貸付事業者公募公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、貸付候補者の選定を行う。委員会において、提出書類に基づき、令和5年10月下旬に提案者から委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、貸付候補者及び次点者を決定する。

(2) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、貸付条件などについて審査する。

11. 契約の締結

市と貸付候補者は令和5年12月中旬に契約を締結する。契約条項については、実施要領に定める条件のほか、貸付候補者の提案書類の内容を反映し、作成するものとする。

12. その他

その他、本プロポーザルに関する詳細は、実施要領に定めるところによる。

13. 事務局、問い合わせ先

岩沼市政策部総合戦略課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0550

FAX：0223-22-2375

電子メール：gyoukaku@city.iwanuma.miyagi.jp